

第 1 章 総 則

目次

第1章	総則	- 1 -
1-1	適用	- 1 -
1-2	用語の定義	- 2 -
1-3	設計図書及び指示書等の照査等	- 6 -
1-4	業務工程表	- 6 -
1-5	履行計画書	- 6 -
1-6	契約図書及び指示書に基づく処理方法	- 8 -
1-7	業務監督員の権限	- 8 -
1-8	工事用地等の使用	- 8 -
1-9	工事の着手	- 8 -
1-10	使用人等の管理	- 8 -
1-11	工事の下請負	- 8 -
1-12	施工体制台帳及び施工体系図	- 9 -
1-13	受託者相互の協力	- 9 -
1-14	調査・試験に対する協力	- 9 -
1-15	業務の一時中止	- 9 -
1-16	工事現場発生品	- 10 -
1-17	建設副産物	- 10 -
1-18	業務監督員による検査（確認を含む）及び立会い等	- 10 -
1-19	数量の算出及び出来形図	- 12 -
1-20	完了検査	- 12 -
1-21	業務の部分完了等検査	- 13 -
1-22	引渡し及び部分使用	- 14 -
1-23	施工管理	- 14 -
1-24	履行報告	- 14 -
1-25	跡片付け	- 14 -
1-26	事故報告	- 15 -
1-27	環境対策	- 15 -
1-28	文化財の保護	- 15 -
1-29	交通安全管理	- 15 -
1-30	施設管理	- 15 -
1-31	諸法令の遵守	- 15 -
1-32	適用すべき諸基準	- 15 -
1-33	官公庁への手続き等	- 15 -
1-34	施工時期及び施工時間の変更	- 15 -
1-35	工事測量	- 15 -
1-36	提出書類	- 16 -
1-37	天災及びその他不可抗力による損害	- 16 -
1-38	特許権等	- 16 -
1-39	保険の付保及び事故の補償	- 16 -

1-40	法定外の労働保険の付保.....	- 16 -
1-41	社内検査	- 17 -
1-42	道産品及び札幌市域産品の使用	- 17 -
1-43	環境物品等の使用	- 17 -
1-44	季節労働者等の雇用.....	- 17 -
1-45	技能士の活用	- 17 -
1-46	工事特性・創意工夫・社会性等	- 17 -
1-47	特定外来生物（植物）について	- 17 -
1-48	暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	- 17 -
1-49	ワンデーレスポンス・ウィークリースタンスの取組	- 17 -

1-1 適用

1. この札幌市公共ます設置業務仕様書（以下「ます仕様書」という。）は、札幌市下水道河川局事業推進部（以下「事業推進部」という。）が、「札幌市公共ます設置業務実施要領」に基づき委託する業務に係る役務契約書（以下「契約書」という。）、「下水道業務委託契約約款（公共ます設置業務用）」及び設計図書、指示書等の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受託者は、ます仕様書の適用に当たって、「札幌市工事施行規程」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条（建設工事の請負契約の原則）に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受託者は、これら監督、検査（業務完了検査、部分完了検査等）に当たっては、地方自治法第 234 条の 2（契約の履行の確保）に基づくものであることを認識しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-1-2）
3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、下水道業務委託契約約款（公共ます設置業務用）（以下、ます契約約款という）及び設計図書及び指示書等のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-1-3）
4. 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非 S I 単位とが併記されている場合は（ ）内を非 S I 単位とする。受託者は、S I 単位の適用に伴い、端数処理の方法が（ ）内に示されたものと異なる場合は、業務監督員と協議しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-1-5）
5. 指示書受領後は、速やかに履行箇所の現地調査を行い、指示書と現地に相違がある場合、受託者は業務監督員に確認して指示を受けなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-1-4）
6. この仕様書に記載されていない事項については、札幌市下水道管きょ工事仕様書、札幌市下水道用資器材製品製作及び検査仕様書、札幌市下水道設計標準図、札幌市土木工事共通仕様書及び、札幌市土木工事標準設計図集並びに特記仕様書を必要に応じて「工事」を「業務」、「施工」を「履行」、「発注者」を「委託者」、「受注者」を「受託者」と読み替えて運用することとする。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-1-2）
7. 設計書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、ます仕様書に優先する。
8. 本仕様書に記載された事項は、「検査仕様書」「標準図」「札幌市土木工事共通仕様書」に優先する。

1-2 用語の定義

1. 業務監督員とは、業務主任・業務員を総称している。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-1）
2. 業務主任は、上司の命を受け、現場監督その他業務の履行に関する事項を担当し、工事員を指導する。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-2）
3. 工事員は、上司の命を受け、現場監督その他業務の履行に係る事務に従事する。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-3）
4. 指示書等とは、指示書（様式 1-5-1）及び調査処理表（様式 1-11）等をいう。
5. 業務監督員は、受託者に対し指示書等により、業務の履行を指示し、必要な指示・協議・立会・検査等を行うとともに必要な事項を上司に報告する。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-4）
6. 契約図書とは、まず契約約款及び設計図書及び指示書等をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-5）
7. 設計図書及び指示書等とは、まず仕様書、図面、札幌市下水道設計標準図、札幌市土木標準設計図集、施工条件明示書、工事説明書、現場説明書、調査処理票をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-6）
8. 図面とは、入札に際して受託者が示した設計図、委託者が指示を行う指示書等及び工事完成図等をいう。なお、設計図書及び指示書等に基づき業務監督員が受託者に指示した図面及び受託者が提出し、業務監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-7）
9. 仕様書とは、各工事に共通する仕様書とまず設置業務に規定される特記仕様書及び施工条件明示書を総称している。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-9）
10. まず仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等まず工事を施工するうえで必要な技術的要求、業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したもの、並びにまず工事の出来形及び品質規格の確保を図るもの等で、まず仕様書及び履行管理基準で構成したものをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-10）
11. 特記仕様書とは、仕様書を補足し、工事の施工に関する明細、又は技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書及び指示書等に基づき業務監督員が受託者に指示した書面及び受託者が提出し、業務監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-11）

12. 業務説明書とは、施工範囲、工事大要、工期、適用仕様書を示した書類をいう。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-2-12）
13. 施工条件明示書とは、まず工事を施工するにあたって制約を受ける当該工事に関する施工条件を明示した書類をいう。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-2-12）
14. 指示とは、指示書等により業務監督員が受託者に対し、工事の施工上必要な事項について書面（指示書）により示し、実施させることをいう。また、業務監督員が受託者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-14）
15. 承諾とは、指示書等で明示した事項について、受託者若しくは業務監督員又は受託者が書面（承諾書等）により同意することをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-15）
16. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-16）
17. 提出とは、受託者が業務監督員に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-17）
18. 報告とは、受託者が業務監督員に対し、業務の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-18）
19. 提示とは、業務監督員が受託者に対し、又は受託者が業務監督員又は検査員に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-19）
20. 通知とは、受託者又は業務監督員と受託者又は業務代理人の間で、業務監督員が受託者に対し、又は受託者は業務監督員に対し、工事の施工に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-20）
21. 連絡とは、業務監督員と受託者又は業務代理人の間で、契約約款第 16 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールにより互いに知らせることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-21）
22. 納品とは、受託者が業務監督員に業務完了時に成果品を納めることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-22）
23. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-23）

24. 情報共有システムとは、業務監督員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。また、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-24)
25. 書面とは、手書き、印刷された業務履行協議簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システム（ASP）を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票について、記名（署名または押印を含む）がなくても有効とする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-25)
26. 業務帳票とは、履行計画書、業務履行協議簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び業務履行協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-26)
27. 確認とは、業務監督員が契約図書及び指示書等に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-27)
28. 立会いとは、契約図書及び指示書等に示された項目について、業務監督員が臨場により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-28)
29. 段階確認とは、契約図書及び指示書等に示された施工段階において、業務監督員が臨場若しくは机上により、出来高、品質、規格、数値等を確認することをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-29)
30. 業務の完了とは、契約期間満了時をいう。
31. 業務の部分完了とは、契約期間満了時以外に業務の精算を行う場合をいう。
32. 完了検査とは、検査員がまず契約約款第 31 条（検査及び引渡し）、第 32 条（委託料の支払）、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-30)
33. 部分完了検査とは、検査員がまず契約約款第 32 条（委託料の支払）、に基づいて受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。
34. 検査員とは、まず契約約款第 31 条（検査及び引渡し）第 2 項、第 32 条（委託料の支払）の規定に基づき、完了検査及び部分完了検査を行うために委託者が定めた者をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-31)

35. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質、又は、特記仕様書に指定がない場合には、業務監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は、業務監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受託者の負担とする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-32）
36. 履行期間とは、契約図書に明示した期間及び指示書等に明示した設置期限に業務を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-33）
37. 業務開始日とは、まず契約書上の着手日をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-34）
38. 現場着手日とは、業務開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を含む）の初日をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-35）
39. 工事とは、まず設置工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-36）
40. まず設置工事とは、設計図書及び指示書等に従って、公共まず工事を施工するための工事をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-37）
41. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、まず工事の施工及び完成に必要なものをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-38）
42. 現場とは、まず工事を施工する場所及びまず工事の施工に必要な場所をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-39）
43. 業務代理人とは、契約の適正な履行を確保するため、現場においてその運営、取締り及び契約関係実務を処理する受託者の代理人をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-40）
44. 業務代理人補とは、業務代理人が常駐する現場以外の現場に専任で常駐し、施工管理をつかさどる者をいう。
45. S I とは、国際単位系をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-41）
46. 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は委託者に帰属する。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-42）
47. J I S 規格とは、日本工業規格をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-43）

48. JSWASとは、公益社団法人日本下水道協会の制定した下水道用資器材に係る日本下水道協会規格をいう。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-2-43）

1-3 設計図書及び指示書等の照査等

1. 各種の基準類等、市販・公開されているものについては受託者の負担において備えなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-3-2）
2. 受託者は、施工前及び施工途中において、自らの負担によります契約約款第 17 条（条件変更等）第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書及び指示書等の照査を行い、該当する事実がある場合は、業務監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない、なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受託者は業務監督員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合はこれに従わなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-3-3）
3. 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の適応に伴い、札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和 5 年 4 月 1 日）が施行されたため、本条例、契約約款の規定に基づき、処理しなければならない。

1-4 業務工程表

受託者は、まず契約約款第 3 条（業務工程表）に従って「工程表」を、まず工事想定内容に応じて作成し、業務監督員を経由して委託者に提出しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-4）

1-5 履行計画書

1. 受託者は、現場着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての履行計画書を業務監督員に提出しなければならない。また、受託者は、履行計画書を遵守します工事の施工に当たらなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-6-1）
2. この場合、受託者は、履行計画書に次の事項について記載しなければならない。また、業務監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-6-2）
 - ① 業務概要
 - ② 計画工程表（契約当初のます設置予定数で作成する）
 - ③ 現場組織表
 - ④ 指定機械

- ⑤ 主要資材
- ⑥ 施工方法（主要機械、仮設備計画、ます工事用地等を含む）
- ⑦ 施工管理計画（業務監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質・出来形・写真管理等を含む）
- ⑧ 緊急時の体制及び対応
- ⑨ 安全管理（安全訓練等の実施計画書を含む）
- ⑩ 交通管理（資材等の過積載防止対策を含む）
- ⑪ 環境対策
- ⑫ 現場作業環境の整備
- ⑬ 建設副産物の適正処理計画（産業廃棄物の処分・収集運搬契約、処理業許可書の写し）
- ⑭ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書
- ⑮ 社内検査（検査計画、社内検査員の指定）
- ⑯ その他（法的届出書）（騒音・振動作業、廃棄物（PCB 等）の届出等
- ⑰ 立会、段階確認事項（埋設物等確認書）（下水・水道・ガス・通信等）

3. 受託者は、履行計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更履行計画書を提出しなければならない。ただし、軽微な変更（数量のわずかな増減等）で計画に大きく影響がない場合は変更計画書の作成は不要とする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-6-3）

4. 業務監督員が業務履行協議簿により指示した事項については、受託者は、さらに詳細な履行計画書を提出しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-6-4）

5. 工事用仮設物は、設計図書及び指示書等に指定されたものを除き、受託者の責任において選択するものとする。この場合、特に業務監督員が必要と認めて指示する仮設物等については、応力計算書など関係図書を提出しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-6-5）

~~6. 受託者は、作業に係る資格が必要となる場合、履行計画書の現場組織表等で明記するものとする。~~

6. 受託者は、履行計画の立案に当たって、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に融雪、台風等の出水期の施工に当たっては、工法工程について十分配慮しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-6-6）

7. 工事实施の都合上休日等又は夜間に作業を必要とする場合は、あらかじめ業務監督員に届け出なければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-6-8）

8. 緊急時の体制及び対応には、本社責任者、現場代理人主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示すること。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-6-9）

9. 受託者は、作業に係る資格が必要となる場合、履行計画書の現場組織表等で明記するものとする。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-6-10）

1-6 契約図書及び指示書に基づく処理方法

受託者及び業務監督員は、設計図書及び指示書等に示された指示・承諾・協議・検査及び確認等については「業務履行協議簿」（様式 1-13-1 及び様式 1-13-2）で行わなければならない。また、指示書の受領後は、速やかに承諾書（様式 1-6-1）を提出しなければならない。また、変更指示書（様式 1-5-2）についても同様に変更承諾書（様式 1-6-2）を提出することとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-7）

1-7 業務監督員の権限

1. まず工事における業務監督員の権限は、まず契約約款第 8 条（業務監督員）第 2 項に規定した事項である。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-9-1）
2. 業務監督員がその権限を行使するときは、書面により行うこととする。ただし、緊急を要する場合は業務監督員が、受託者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合は、後日書面により業務監督員と受託者の両者が指示内容等を確認するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-9-2）

1-8 工事用地等の使用

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-11 工事用地等の使用」による。

1-9 工事の着手

受託者は、指示書を受け承諾書提出後、早急に申請者又は申請代理者に連絡をとり、設置後のトラブルが生じないように必ず現地立会の上、申請内容（設置位置・設置深）を確認し、設置箇所の施工日程調整を行うこと。また、受付申請書に「浸透ます設置」の押印があるものについては、浸透ます設置について再度現地で確認をするようにしなければならない。なお、申請内容の変更要望や設置期限を超える施工日となった場合は、業務監督員に報告し指示を受けなければならない。

1-10 使用人等の管理

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-31 使用人等の管理」による。

1-11 工事の下請負

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-13 工事の下請負」による。

1-12 施工体制台帳及び施工体系図

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図」による。

1-13 受託者相互の協力

受託者は、まず契約約款第2条（関連工事の調整）の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-15）

1-14 調査・試験に対する協力

1. 受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対し、業務監督員の指示によりこれに協力しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-16-1）
2. 受託者は、当該工事が委託者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-16-3）
3. 受託者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に業務監督員に説明しなければならない。また、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に業務監督員へ説明しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-16-4）

1-15 業務の一時中止

1. 委託者は、まず契約約款第19条（業務の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、業務の全部又は一部の履行について一時中止を命じることができる。なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他自然的又は人為的な事象による業務の中断については、まず契約約款第26条（臨機の措置）により、受託者は、適切に対応しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17-1）
 - (1) 業務着手後、環境問題等の発生により業務の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (2) 第三者、受託者、使用人及び業務監督員の安全のため必要があると認めた場合
2. 委託者は、受託者が契約図書に違反し又は業務監督員の指示に従わない場合等、業務監督員が必要と認めた場合には、業務の中止内容を受託者に通知し、業務の全部又は一部の履行について一時中止を命じることができる。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17-2）

3. 前1項及び前2項の場合において、受託者は履行を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を業務監督員を通じて委託者に提出し、協議するものとする。また、受託者は業務の再開に備え工事現場を保全しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17-3）

1-16 工事現場発生品

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-21 工事現場発生品」による。

1-17 建設副産物

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-22 建設副産物」による。

1-18 業務監督員による検査（確認を含む）及び立会い等

1. 受託者は、設計図書及び指示書等において業務監督員の立会いのうえ施工するものと指定された事項については、あらかじめ別に定める立会願を業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23-1）
2. 業務監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会いし、又資料の提出を請求できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23-2）
3. 受託者は、業務監督員による検査（確認を含む）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を自らの費用で整備するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23-3）
4. 業務監督員による検査（確認を含む）及び立会いの時間は、委託者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると業務監督員が認めた場合は、この限りではない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23-4）
5. 受託者は、まず契約約款第8条（業務監督員）第2項第3号、第12条（使用材料の品質及び検査等）又は第13条（業務監督員の立会い及び業務記録の整備等）第1項若しくは第13条第2項の規定に基づき、業務監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合にあっても、まず契約約款第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）及び第31条（検査及び引渡し）に規定する義務を免れないものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23-5）
6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23-6）

- (1)受託者は、まず工事段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2)受託者は、あらかじめ別に定める段階確認願により、業務監督員に提出しなければならない。
- (3)受託者は、段階確認に臨場するものとし、業務監督員の確認を受けた書面を、検査時に提出しなければならない。
- (4)受託者は、業務監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供しなければならない。
- (5)企業体により施工する場合は、すべての構成員が段階確認を受けなければならない。

7. 業務監督員は、設計図書及び指示書等に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受託者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、業務監督員にこれらを提示し、確認を受けなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23-7）

8. 立会い、段階確認事項（段階確認一覧表（参考））は、受託者と業務監督員で協議を行い履行計画書に明記するものとする。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-23）

まず工事段階確認一覧表

段階確認一覧表					確認の種類	
工種	種別	確認時期	確認項目	確認の頻度	机上	臨場
材料	下水道資器材	施工前	製品検査証明書等	資器材ごと	○	
	埋戻し材	施工前	埋戻し材の品質証明書等	埋め戻し材料ごと	○	
	路盤及び基礎砕石	施工前	路盤・基礎砕石材の品質証明書等	材料ごと	○	
	加熱アスファルト舗装材	施工前	資料及び試験結果表	材料ごと	○	
	コンクリート板等（2次製品）	施工前	試験成績表	材料ごと	○	
まず工	まず基礎工	施工中	基礎幅及び厚さ	適宜		○
土留工	土留工	施工中	設置深さ	適宜		○
		施工中	支保工段数	適宜		○
土工	埋戻し工	施工中	層状転圧	適宜	○	○
取付管工	取付管工	施工中	取付管布設完了全景	適宜		○
		施工中	取付管布設勾配	適宜		○
路盤工	路盤砕石（歩・車道）	施工中	路床幅・下がり（厚さ）・仕上がり幅	適宜		○
舗装工	歩車道	施工中	幅・下がり（厚さ）	適宜		○

1-19 数量の算出及び出来形図

1. 受託者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-24-1）
2. 受託者は、出来形測量の結果を基に設計図書及び指示書等に従って、出来形数量を算出し、その結果を業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-24-2）
3. 出来形測量の結果が、設計図書及び指示書等の寸法に対し、下水道工事施工管理基準の規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書及び指示書等に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-24-3）
4. 受託者は、出来形測量の結果及び設計図書及び指示書等に従って出来形図を作成し、業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-24-4）

1-20 完了検査

1. 受託者は、まず契約約款第 31 条（検査及び引渡し）の規定に基づき、業務完了届（様式 1-10）及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額（少数以下切捨て）（業務集計書（様式 8-1 及び 8-2））等を成果品とともに業務監督員を通じて委託者に提出しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-25-1）
2. 受託者は、業務完了届を業務監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-25-2）
 - ① 設計図書及び指示書等（追加、変更指示も含む）に示されるすべての業務が完成していること。
 - ② まず契約約款第 16 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）の規定に基づき、業務監督員の請求した改造が完了していること。
 - ③ 設計図書及び指示書等により義務づけられた施工管理資料、業務関係図及び業務報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
3. 業務監督員は、完了検査に先立って、受託者に対して検査日を通知するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-25-3）
4. 検査員は、業務監督員及び受託者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書及び指示書と対比し、札幌市工事検査実施要領に基づいて完了検査を行うものとする（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-25-4）

5. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-25-5）
6. 受託者は、当該しゅん功検査については、1-18 業務監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第3項の規定を準用するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-25-6）
7. 検査にあたっては、検査対象となる現場施工を行った業務代理人又は主任技術者、業務代理人補、社内検査員は、これに立会わなければならない。

1-21 業務の部分完了等検査

1. 受託者は、1箇月（30日）以上の施工終了分について、出来高に応じた委託料の請求を行うことができる。なお6箇月（180日）以内に1度は部分完了を行うものとする。（業務部分完了届による）
2. 受託者が業務の出来高に応じた精算を行う場合は、まず契約約款第31条（検査及び引渡し）の規定に基づき、業務部分完了届（様式1-10）及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額（少数以下切捨て）（業務集計書（様式8-1及び8-2）による）等を必要成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。
3. 受託者は、まず契約約款第31条（検査及び引渡し）に規定する部分完了の確認の請求を行った場合は出来形部分等に係る検査を受けなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-26-1）
4. 受託者は、まず契約約款第32条（委託料の支払）に基づく部分完了の請求を行う場合は、前項の検査を受ける前に工事の進捗状況を業務監督員に報告し、確認を受けなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-26-2）
5. 業務監督員は、出来形部分等検査及び指定部分検査に先立って、受託者に対して検査日を通知するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-26-3）
6. 検査員は、札幌市工事検査実施要領に基づいて指定部分検査を行うものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-26-4）
7. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
8. 受託者は、当該部分完了検査については、1-18 業務監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第3項の規定を準用するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-26-5）

9. 部分完了検査にあたっては、業務代理人又は主任技術者及び現場施工を行った業務代理人補及び社内検査員は、これに立会わなければならない。

1-22 引渡し及び部分使用

1. まず契約約款第 31 条（検査及び引渡し）の規定に基づく検査の合格をもって、当該業務の目的物の引渡しとする。
2. 前記による引渡し前においても、業務監督員が必要と認める場合は、業務目的物の全部又は一部を使用することができることとする。

1-23 施工管理

1. 受託者は、履行計画書に示した作業手順に従って施工し、施工管理を行なわなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-29-1）
2. 受託者は、契約図書及び指示書に適合する工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-29-2）
3. 受託者は、履行管理基準により、施工管理を行い、また、写真管理基準によります工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、業務監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。なお、履行管理基準及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、業務監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-29-3）
4. 受託者は、工事に使用した建設資材の品質記録を作成し、保管し、業務監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない

1-24 履行報告

受託者は、毎週月曜日までに「業務履行カ所報告書」（様式 1-9）に必要事項を記入し、電子メールにより業務監督員に提出しなければならない。なお、これにより難しい場合は、業務監督員と協議すること。また、施工箇所・施工予定日が変更になった場合も同様とする。

（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-30）

1-25 跡片付け

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-34 跡片付け」による。

1-26 事故報告

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-35 事故報告」による。

1-27 環境対策

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-36 環境対策」による。

1-28 文化財の保護

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-37 文化財の保護」による。

1-29 交通安全管理

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 交通安全管理」による。

1-30 施設管理

受託者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について業務監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、まず契約約款第8条の規定に基づき処理させるものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-39）

1-31 諸法令の遵守

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-40 諸法令の遵守」による。

1-32 適用すべき諸基準

受託者は、特に定めのない事項については、「札幌市土木工事共通仕様書 1-3-2-1 適用すべき諸基準」に記載の基準類によらなければならない。

1-33 官公庁への手続き等

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-41 官公庁への手続き等」による。

1-34 施工時期及び施工時間の変更

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-42 施工時期及び施工時間の変更」による。

1-35 工事測量

受託者は、指示書を受け承諾書提出後、速やかに申請者又は申請代行者と協議し、申請内容（柵設置位置、種類、深さ及び施工予定日等）の確認を行わなければならない。

1-36 提出書類

1. 受託者は、提出書類を本仕様書の様式集等に基づいて、業務監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。

(資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-44-1)

※ 主任技術者は、特定共同企業体においては構成員ごとに配置すること。また、業務代理人補は、3現場以上の同時稼働時に常駐できるように着手時において2名以上配置すること。なお、主任技術者は業務代理人又は業務代理人補を兼ねることができる。

2. 受託者は、施工管理（出来形管理、品質管理）の結果を、土木工事仕様書Ⅲ付表（参考資料）の管理データ様式に示す様式用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受託者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、土木工事施工管理基準に示す必要なデータが記録可能であることを受託者自らが確認するものとする。また、Ⅲ付表（参考資料）管理データ様式に示されていない場合についても同様とする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-44-2）

1-37 天災及びその他不可抗力による損害

1. 受託者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害がまず契約約款第 29 条（不可抗力による損害）の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書により業務監督員に通知するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-45-1）

2. まず契約約款第 29 条（不可抗力による損害）第 2 項に規定する「受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害」とは、「第 2 章 工事現場管理等安全管理」及びまず契約約款第 26 条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等の受託者の責任によるとされるものをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-45-2）

1-38 特許権等

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-46 特許権等」による。

1-39 保険の付保及び事故の補償

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-47 保険の付保及び事故の補償」による。

1-40 法定外の労働保険の付保

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-48 法定外の労働保険の付保」による。

1-41 社内検査

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-49 社内検査」による。

1-42 道産品及び札幌市域産品の使用

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-50 道産品及び札幌地域産品の使用」による。

1-43 環境物品等の使用

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-51 環境物品等の使用」による。

1-44 季節労働者等の雇用

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-52 季節労働者等の雇用」による。

1-45 技能士の活用

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-53 技能士の活用」による。

1-46 工事特性・創意工夫・社会性等

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-55 工事特性・創意工夫・社会性等」による。

1-47 特定外来生物（植物）について

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-56 特定外来生物(植物)について」による。

1-48 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-57 暴力団員による不当介入を受けた場合の対応」による。

1-49 ワンデーレスポンス・ウィークリースタンスの取組

1. 受委託者間の意思確認に伴う作業の遅延を抑制するため、施工円滑化（ワンデーレスポンス）の取組に努めるものとし、緊急時等のやむを得ない場合を除き、以下の対応を行うこととする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-61-1）

(1) 受託者（現場代理人等）の対応

- ・協議の際は、状況把握ができる資料による報告と回答期限を伝える。
- ・急な案件が生じないよう、事前の情報提供などの工夫を行う。
- ・業務監督員から協議に関する資料提出があった場合は、速やかに対応を行う。

(2) 委託者（業務監督員）の対応

- ・受託者から協議があった場合は、基本的に「その日のうち」もしくは「受託者が希望する期限まで」に回答する。
- ・希望する期限までに回答できない場合は、回答可能な期日を伝える。
- ・予告していた回答期限を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受託者へ新たな回答期限を伝える。

2. 受委託者双方の「時間外労働の縮減」及び「休日確保」など労働環境の改善を推進するため、労働環境改善（ウィークリースタンス）に努めるものとし、緊急時等のやむを得ない場合を除き、以下の対応を行うこととする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-61-2）

(1) 作業時の依頼に関すること

- ・業務時間外に対応を依頼しない
- ・依頼期限は、休日明けを避けるとともに、十分な対応機関を確保する。

(2) 打合せに関すること

- ・WEB 会議を積極的に活用するなど、打ち合わせにおける省力化に努める。
- ・昼休みや終業間際の打合せを行わない。
- ・移動時間等を含め、昼休みや業務時間外に掛からない時刻を設定する。